

追分区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

美容室OKADA対面のごみステーション、かけした公園南ごみステーション

【受付日時】 毎月第3火曜日：当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 令和8年04月21日(火) | ◆ 令和8年10月20日(火) |
| ◆ 令和8年05月19日(火) | ◆ 令和8年11月17日(火) |
| ◆ 令和8年06月16日(火) | ◆ 令和8年12月15日(火) |
| ◆ 令和8年07月21日(火) | ◆ 令和9年01月19日(火) |
| ◆ 令和8年08月18日(火) | ◆ 令和9年02月16日(火) |
| ◆ 令和8年09月15日(火) | ◆ 令和9年03月16日(火) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

本町区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

出車庫の前

【受付日時】 毎月第3火曜日：当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 令和8年04月21日(火) | ◆ 令和8年10月20日(火) |
| ◆ 令和8年05月19日(火) | ◆ 令和8年11月17日(火) |
| ◆ 令和8年06月16日(火) | ◆ 令和8年12月15日(火) |
| ◆ 令和8年07月21日(火) | ◆ 令和9年01月19日(火) |
| ◆ 令和8年08月18日(火) | ◆ 令和9年02月16日(火) |
| ◆ 令和8年09月15日(火) | ◆ 令和9年03月16日(火) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

東沢 2 区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

藤井クリーニング上のごみステーション

【受付日時】 毎月第 3 火曜日 ： 当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ◆ 令和 8 年 04 月 21 日(火) | ◆ 令和 8 年 10 月 20 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 05 月 19 日(火) | ◆ 令和 8 年 11 月 17 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 06 月 16 日(火) | ◆ 令和 8 年 12 月 15 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 07 月 21 日(火) | ◆ 令和 9 年 01 月 19 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 08 月 18 日(火) | ◆ 令和 9 年 02 月 16 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 09 月 15 日(火) | ◆ 令和 9 年 03 月 16 日(火) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※ 1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※ 2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※ 3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※ 4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※ 5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※ 6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

東沢 3 区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

通常の資源ステーション

【受付日時】 毎月第 3 火曜日 ： 当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ◆ 令和 8 年 04 月 21 日(火) | ◆ 令和 8 年 10 月 20 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 05 月 19 日(火) | ◆ 令和 8 年 11 月 17 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 06 月 16 日(火) | ◆ 令和 8 年 12 月 15 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 07 月 21 日(火) | ◆ 令和 9 年 01 月 19 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 08 月 18 日(火) | ◆ 令和 9 年 02 月 16 日(火) |
| ◆ 令和 8 年 09 月 15 日(火) | ◆ 令和 9 年 03 月 16 日(火) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※ 1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※ 2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※ 3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※ 4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※ 5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※ 6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

東山区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

（東山第二ちびっこ広場を除く）通常の不燃・危険ごみステーション

【受付日時】 毎月第3火曜日：当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 令和8年04月21日(火) | ◆ 令和8年10月20日(火) |
| ◆ 令和8年05月19日(火) | ◆ 令和8年11月17日(火) |
| ◆ 令和8年06月16日(火) | ◆ 令和8年12月15日(火) |
| ◆ 令和8年07月21日(火) | ◆ 令和9年01月19日(火) |
| ◆ 令和8年08月18日(火) | ◆ 令和9年02月16日(火) |
| ◆ 令和8年09月15日(火) | ◆ 令和9年03月16日(火) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
（ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。）
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

御油西町 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

コミュニティバス停（松並木東）南側の資源ステーション

【受付日時】 毎月第3水曜日：当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 令和8年04月15日(水) | ◆ 令和8年10月21日(水) |
| ◆ 令和8年05月20日(水) | ◆ 令和8年11月18日(水) |
| ◆ 令和8年06月17日(水) | ◆ 令和8年12月16日(水) |
| ◆ 令和8年07月15日(水) | ◆ 令和9年01月20日(水) |
| ◆ 令和8年08月19日(水) | ◆ 令和9年02月17日(水) |
| ◆ 令和8年09月16日(水) | ◆ 令和9年03月17日(水) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

新丁区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

イチビキ東側工場裏、新丁区集会所前、栗木山公園北

【受付日時】 毎月第3水曜日：当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 令和8年04月15日(水) | ◆ 令和8年10月21日(水) |
| ◆ 令和8年05月20日(水) | ◆ 令和8年11月18日(水) |
| ◆ 令和8年06月17日(水) | ◆ 令和8年12月16日(水) |
| ◆ 令和8年07月15日(水) | ◆ 令和9年01月20日(水) |
| ◆ 令和8年08月19日(水) | ◆ 令和9年02月17日(水) |
| ◆ 令和8年09月16日(水) | ◆ 令和9年03月17日(水) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

相生区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

相生区集会所、青戸橋東側、新御油橋南側薬局裏資源ステーション

【受付日時】 毎月第3水曜日：当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 令和8年04月15日(水) | ◆ 令和8年10月21日(水) |
| ◆ 令和8年05月20日(水) | ◆ 令和8年11月18日(水) |
| ◆ 令和8年06月17日(水) | ◆ 令和8年12月16日(水) |
| ◆ 令和8年07月15日(水) | ◆ 令和9年01月20日(水) |
| ◆ 令和8年08月19日(水) | ◆ 令和9年02月17日(水) |
| ◆ 令和8年09月16日(水) | ◆ 令和9年03月17日(水) |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。

音羽区 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

一ノ坪公園ごみステーション

【受付日時】 毎月第3水曜日：当日の日の出から正午まで

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆ 令和8年05月20日(水) | ◆ 令和8年11月18日(水) |
| ◆ 令和8年06月17日(水) | ◆ 令和8年12月16日(水) |
| ◆ 令和8年07月15日(水) | ◆ 令和9年01月20日(水) |
| ◆ 令和8年08月19日(水) | ◆ 令和9年02月17日(水) |
| ◆ 令和8年09月16日(水) | ◆ 令和9年03月17日(水) |
| ◆ 令和8年10月21日(水) | ◆ |

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。
(ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。)
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。